## 令和3年第1回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

## おいらせ町議会 令和3年第1回臨時会記録

	おいらせ町議会		1回臨時会記録	
招集年月日	令和3年7月8日	(木)		
招集の場所	おいらせ町役場本片	<b>广舎議場</b>		
開 会	令和3年7月8日	午前10時00分	議長宣告	
閉 会	令和3年7月8日	午前11時59分	議長宣告	
	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1番 佐	々木 勝	2番 汽	睪 上 勝
	3番 馬	場 正 治	4番 消	墨 上 訓
	5番 木	村 忠 一	6番 目	日 中 正 一
応 招 議 員	7番 日	野口 和 子	8番 斗	平野 敏彦
	9番 沼	端務	10番 言	古村 敏 文
	11番 澤	頭好孝	12番 木	白 﨑 利 信
	13番 西	館芳信	14番 柞	公 林 義 光
	15番 楢	山 忠	16番 🏻 🔻	哲 舘 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	1 4名			
欠 席 議 員	9番 沼	端務	11番	異 頭 好 孝
	職名	氏 名	職名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西舘道幸	政策推進課長	柏崎勝徳
	財政管財課長	岡本啓一	まちづくり防災課長	成田光寿
	税 務 課 長	久保田 優 治	町 民 課 長	澤頭則光
144 十 白 沁 汁 笠	保健こども課長	小 向 正 志	介護福祉課長	田 中 淳 也
地方自治法第121条の規定に	農林水産課長	三村俊介	商工観光課長	: 柏崎和紀
より説明のた め出席した者	地域整備課長	桒 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐々木 拓 仁
の職氏名	病院事務長	田中貴重	教育委員会教育長	松林義一
	学 務 課 長	福田輝雄	社会教育・体育課長	松山公士
	選挙管理委員会委員長	相 坂 一 男	選挙管理委員会事務局長	西舘道幸
	農業委員会会長	大川 義博	農業委員会事務局長	三村俊介
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監査委員事務局長	赤坂千敏
		1	I	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事	務	局	長	赤	坂	千	敏	事	務	局	次	長	高	橋	勝	江
	事	務局	<b>引</b> 主	幹	木	村	英	樹									
	1	承認第	9号	専決 会計権							いて	(令和	13年	度おい	ハら	世町-	一般
	2	議案第	49号								Eする	条例	につ	いて			
	3	議案第	50号	学校月	月バス	購入	.契約	の締	結に~	ついて	_						
	4	議案第	51号	令和3	9年度	おい	らせ	町一月	般会割	計補工	三予算	1 (第	3号	) に~	つい、	(	
町長提出																	
議案の題目																	
	_	*	NH ~ //	·													
		議員派 委員会				杏由	出に	つい	て (糸	終終文	- 数•	産業	早生	• 議会	運営	委員	全•
議員提出		議会広										,,		HW 24	~		
議案の題目																	
	ļ 																
開議		午前1															
議事日程		議長は									(別)	添付)					
		議長は			1議員									->.			
会議録署名			7	番		E	3 里	<b>野口</b>	]	₹□	1	子		議	員		
議員の指名				77.			······································			<i></i>		~**		<del>-&gt;-</del>			
			8	番		·····	区	里	J*	甸	······	彦		議	貝		

	議 多	を の 経 過
日 程	発 言 者	発言者の要旨
	事務局長 (赤坂千敏君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
会議成立開会宣言	西舘議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。
開議宣告	西舘議長	(開会時刻 午前10時00分) 直ちに本日の会議を開きます。 なお、11番、澤頭好孝議員、9番、沼端 務議員は欠席であります。
議事日程報告	西舘議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名議 員の指名	西舘議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、7番、日野口和子議員及び8 番、平野敏彦議員を指名いたします。
会期議題	西舘議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に議会運営委員会の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 議会運営委員長。
	松林議会運営委員長	議会運営委員会より報告いたします。 去る6月25日告示、本日招集されました令和3年第1回おいらせ町議会臨時会の会期等について、本日7月8日午前9時15分から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日7月8日の1日とすることに決定いたしました。本日8日木曜日は、

議案等の一括上程及び議案審議となります。 以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員会報告といたします。  議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本隆時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月8日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  (議員席) 西舘議長  西部議長  西部法  西部議長  西部法  西部議長  西部法  西部法  西部法  西部法  西部法  西部法  西部法  西部			
最各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員会報告といたします。  議会運営委員会の報告が終わりました。 お誇りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月8日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  (議員席)  「選議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。  「登録としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 、次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長  「西籍議長			議案等の一括上程及び議案審議となります。
西舘議長 議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月8日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 **なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。			以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議
西部議長 議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月8日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  (議員席) ***なしの声*** 西部議長 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くだ
お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月8日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  **なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。  お覧をとしての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長  西舘議長  西部議長			さいますようお願い申し上げまして、委員会報告といたします。
お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月8日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  **なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。  ・			
本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月8日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  **なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。  日程第3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長  日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し		西舘議長	議会運営委員会の報告が終わりました。
(議員席) ***なしの声** 西館議長 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。  日程第3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			お諮りいたします。
か。			本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日7月
(議員席) ***なしの声** 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。  日程第3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			8日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありません
西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。  田経第3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			カゝ。
よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに決しました。  田程第3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長  田程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し		(議員席)	**なしの声**
<ul> <li>港股の報告</li> <li>西舘議長</li> <li>日程第3、諸般の報告をいたします。</li> <li>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。</li> <li>次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</li> <li>西舘議長</li> <li>日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し</li> </ul>		西舘議長	異議なしと認めます。
諸般の報告 西舘議長 日程第3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			よって、本臨時会の会期は、本日7月8日の1日とすることに
議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長  日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			決しました。
議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長  日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			
とおりです。ご了承ください。 次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、 別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについ て議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号について は議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮 影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えてお りますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し	諸般の報告	西舘議長	日程第3、諸般の報告をいたします。
次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付している
別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			とおりです。ご了承ください。
<ul> <li>て議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号については議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。</li> <li>なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</li> <li>西舘議長</li> </ul>			次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、
は議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮 影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えてお りますので、各議員にご報告しておきます。 西舘議長 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。本日このことについ
なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			て議会運営委員会において審査した結果、陳情第2号について
影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。  西舘議長  日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			は議員配付とすることにいたしましたのでご了承願います。
りますので、各議員にご報告しておきます。 西舘議長 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮
西舘議長 日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し			影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えてお
			りますので、各議員にご報告しておきます。
ます。		西舘議長	日程第4、行政報告のお申入れがありましたので、これを許し
			ます。
新型コロナワクチンの接種順位と集団接種の実施について、			新型コロナワクチンの接種順位と集団接種の実施について、
当局の説明を求めます。			当局の説明を求めます。
保健こども課長。			保健こども課長。
行政報告 保健こども課長 おはようございます。	行政報告	保健こども課長	おはようございます。
(小向正志君) それでは、行政報告、新型コロナウイルスワクチンの接種順位		(小向正志君)	それでは、行政報告、新型コロナウイルスワクチンの接種順位
と集団接種の実施についてを説明いたします。			と集団接種の実施についてを説明いたします。

行政報告資料No. 1をご用意ください。

1、概要です。

新型コロナウイルスワクチン接種については、国において高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者を接種順位の上位に定めていますが、それ以外の者への接種、いわゆる一般接種については、高齢者向け接種の7月末までの完了を前提に、優先的に接種を行う者を各自治体の裁量で定めることができるとの方針が示されました。

これを受けて、接種の空白期間を生じさせることなく、効果 的・効率的な接種の実施に向けて一般接種における優先接種対 象者を設定いたしましたので報告します。

また、菅総理が一般対象者の接種完了時期を10月から11 月と示したことから、町としてその時期の接種完了を目標に集 団接種の実施について設定しましたので、併せて報告します。

2、基礎疾患保有者・高齢者施設従事者に次ぐ町独自の接種順位についてです。

全国における令和3年6月7日から6月27日までの3週間で発生したクラスター220件のうち、企業等で最も多く発生し、次いで福祉施設、学校・教育施設の順となっています。また、福祉施設におけるクラスター58件のうち、児童福祉施設では16件発生しております。

保育及び児童施設でクラスターが発生した場合、施設の閉鎖 につながることから、子育て世帯へのサービス提供を中止する こととなり、日常生活に混乱を生じることになります。

このことから、当該施設従事者にワクチンの優先接種を実施することで、子育て世帯への支援を継続することができ、ワクチンの接種を受けられない子供の安全を守ることもできます。また、学校・教育施設従事者についても同様です。

2ページをご覧ください。

したがって、町では接種順位について、基礎疾患保有者・高齢 者施設従事者と並行して、町内保育及び児童施設従事者(町内在 住者)の接種を行うこととしました。

そのため、次のとおり接種を実施することにします。

①集団接種の空き約100人分の一部に優先枠を設定します。

7月10日、11日に高齢者を対象とした1回目の集団接種を実施しますが、11日日曜の集団接種ではワクチンに余剰分が出ることから、高齢者施設従事者約7割、町内保育及び児童施設従事者約3割の配分で接種枠を設定し、福祉施設従事者のワクチン接種を推進するとします。

ただ、昨日まで113人の空きが生じまして、高齢者施設従事者の接種希望が37名しかなかったことから、こちら見直しまして、残りを保育及び児童施設従事者に配分し直したいと考えております。

②基礎疾患保有者・高齢者施設従事者と並行して、町内保育及 び児童施設従事者(町内在住者)の個別医療機関での接種を行い ます。

町の指定する医療機関において期間を定めて、町内保育及び 児童施設従事者の接種枠を設定し、接種を希望する従事者を対 象に接種を進めます。

また、突発的なキャンセルにより生じた余剰ワクチンは、廃棄 を防ぐため、町内小中学校教員、町内在住者約35人ですが、こ ちらに接種することとします。

接種スケジュールは表のとおり進めることを計画しておりますが、この接種スケジュールは、国からのワクチンが予定どおり供給されないときは後ろへずれ込むことになります。

3ページをご覧ください。

続きまして、8月以降の集団接種についてです。

先ほども申し上げましたが、菅総理が一般対象者の接種完了時期を10月から11月と示したことから、町としてその時期の接種完了を目標に、集団接種の実施について可能と思われる日程を次表のとおり設定しました。今後、この日程を基本として、町内各医療機関に集団接種への協力を要請してまいります。なお、この日程は現時点での予定のため、今後変更する可能性もあります。

4、当町の接種見込み者数についてです。

前述のとおり集団接種が行われた場合、11月末時点で接種の対象となる町民約2万2,800人のうち約1万6,000人が接種することが見込まれ、当町における集団免疫の状態を獲得することができます。

なお、学生や企業の集団接種等により、接種率が上がるものと 思われます。

また、国の定める接種期間は2月末までとなっていることから、接種を希望する町民へは11月以降も個別接種として実施してまいります。

5、今後の接種クーポン券発送予定についてです。

これらのワクチン接種実施に対応する一般の接種クーポン券 の発送は、7月中の発送を予定しており、年代ごとに予約開始時 期を設定することとしています。

なお、50歳から64歳までの基礎疾患保有者には発送済みであり、49歳以下の基礎疾患保有者及び高齢者施設等従事者、保育・児童施設従事者へは別途送付予定としております。

4ページをご覧ください。

こちら5番と書いておりますが、6番の誤りですので、訂正を お願いいたします。

6番、申込方法についてです。

広報おいらせ7月号でお知らせしてあるとおり、従来からの 町コールセンターでの予約に加え、6月21日月曜日から、イン ターネットを利用したウェブ予約ができるようになりました。 以上で説明を終わります。

西舘議長

以上で説明が終わりました。

次に、おいらせ都市計画の施行予定日について、当局の説明を 求めます。

地域整備課長。

行政報告

地域整備課長

(桒嶋泰幸君)

おはようございます。

それでは、おいらせ都市計画の施行予定日についてご説明申 し上げます。

行政報告資料No. 2をご用意ください。

都市計画見直しにつきましては、令和2年1月23日から決 定に向けた法手続に着手し、これまで議会や住民の皆様への説 明、周知等を行ってまいりました。

当初は、本年4月1日の施行を目標に作業を進めてきましたが、令和3年2月18日の全員協議会において、新型コロナの影

響により関係機関の手続に時間を要することとなったため、施 行日が本年7月以降にずれ込む旨報告させていただいておりま す。

また、本年3月の第1回定例会では関係条例について議決いただきましたが、その施行日は、都市計画法による決定の告示の日としております。

今回、所要の手続及び関係機関との調整が整ったことに伴い、 おいらせ都市計画の施行予定日が決定いたしましたので、ご報 告申し上げます。

まず、資料の1、施行予定日についてですが、令和3年9月1日になります。

なお、本日の報告が告示手続前であることから、予定日という 表現になることをご了承ください。

次に、資料の2、主な経過と今後の予定についてですが、詳細は2ページから4ページに記載のとおりとなります。

- (1) 令和2年度ですが、主な経過として、都市計画決定(変更) 手続、都市計画審議会、関係条例の整備を行っております。
- (2)令和3年度ですが、本日までに当町を含めた関係機関の本協議が完了しましたので、7月27日から広報及びホームページにおいて、施行予定日と併せて都市計画見直しに係る手続の変更内容を周知したいと考えております。

その後、告示手続を経て、9月1日からおいらせ都市計画が施 行になります。

本日は、本資料とは別に、決定されたおいらせ都市計画図及び 用途地域・特定用途制限地域等に関する資料をご用意いたしま したので、参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わります。

西舘議長

以上で説明が終わりました。

これで行政報告を終わります。

西舘議長

日程第5、議案の一括上程について。

承認第9号及び議案第49号から第51号までの以上4件を 一括上程いたします。

初めに、町長から提案理由の説明を求めます。

演壇にてお願いします。町長。 提案理由の 町長 おはようございます。 説明 (成田 隆君) 議員各位には何かとご多用のところご出席いただきまして、 誠にありがとうございます。 それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご 説明申し上げます。 初めに、承認第9号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算 (第2号)の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し 上げます。 本件は、既定予算の総額に57万9,000円を追加し、予算 の総額を102億16万3,000円としたもので、去る6月1 5日付で専決処分を行ったものであります。 その内容につきましては、稲生川土地改良区総代補欠選挙の 実施決定に伴い関連経費を計上したものであります。 次に、議案第49号、おいらせ町手数料条例の一部を改正する 条例について、ご説明申し上げます。 本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律の改正に伴い、おいらせ町手数料条例の うち個人番号通知カード再交付手数料及び個人番号カード再交 付手数料について削除する必要が生じたため、提案するもので あります。 次に、議案第50号、学校用バス購入契約の締結について、ご 説明申し上げます。 本案は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、換気機能 等が装備された学校用バスを購入するため、去る6月25日に 株式会社ホンダカーズ三沢おいらせ店ほか5者により指名競争 入札を執行したところ、4,610万6,060円で青森日野自 動車株式会社八戸営業所が落札者として決定したので、その契 約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及びおい らせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関 する条例第3条の規定により提案するものであります。 次に、議案第51号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算 (第3号) について、ご説明申し上げます。

本案は、既定予算の総額に4,037万8,000円を追加し

予算の総額を102億4,054万1,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では、衛生費において新型コロナウイルスワクチンの集団接種実施に要する経費を増額し、歳入では、国庫支出金及び財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上 げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本 職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議 の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

西舘議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

西舘議長

日程第6、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて (令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第2号))について を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財政管財課長。

当局の説明

財政管財課長 (岡本啓一君)

おはようございます。

それでは、承認第9号についてご説明いたします。

議案書は、1ページから4ページになります。

本件は、既定予算の総額に57万9,000円を追加し、予算の総額を102億16万3,000円としたもので、去る6月15日付で専決処分を行ったものです。

歳入歳出の内容についてご説明いたします。

別冊の令和3年度一般会計補正予算(第2号)に関する説明書 (令和3年6月15日専決)をご用意ください。

まず、歳出の主な内容からご説明いたします。

こちらの4ページをご覧ください。

2款5項5目稲生川土地改良区総代選挙費の3節時間外勤務 手当13万6,000円及び7節投票管理者等報償金23万2, 000円をはじめとする追加につきましては、稲生川土地改良 区総代の欠員による補欠選挙に係る事務経費として計上したも のです。

【青森県上北郡おいらせ町議会】

次に、歳入の主な内容になります。 3ページをご覧ください。

21款5項1目雑入の1節稲生川土地改良区総代選挙費委託 金50万2,000円の追加は、十和田市から当町への総代補欠 選挙実施に係る委託金として計上するものです。

5ページ、6ページをご覧ください。

給与費明細書は、人件費に係る今回の補正の内容を反映した ものとなります。

7ページの補正予算主な内容につきましては、主要な経費等の個別説明を掲載したものとなっております。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。質疑ありませんか。

2番、澤上 勝議員。

質疑

2番

(澤上 勝君)

2番、澤上です。

賛成の立場で、若干疑問に思うのでご説明を賜りたいと思います。

土地改良区の総代の補欠選挙ということで、委託事業であろうと思いますけれども、これは町で積算をして金額を出しているのか、向こうから金額が提示されてこの金額になっているのか、その1点。

それから、7万7,000円持ち出しをしているわけですよね。これはいかがなものかなと私は若干疑問に思うので、その辺の考え方をお知らせ願いたい。

それから、うわさというか、ちょっと分からないけれども、無 競争で選挙がなかったということですから、あまり費用はかか らなかったと思うんですけれども、その残金については返還と いう考え方でよろしいのか、その辺をお願いします。

あと、5ページ、給与費明細書の中でその他の特別職、若干増 えていますよね。この理由を説明お願いします。

以上。

西舘議長

総務課長。

答弁 総務課長 それでは、今、澤上議員の質問にお答えいたします。 (西舘道幸君) 1点目の町の経費については町の積算かということで、町で かかる経費について積算したものを十和田市の選管に提出し て、その分を委託費として頂くという内容になっております。 それで、単独費の部分が、7万7,000円がありますという ご質問ですが、今回の対象経費とならない部分がありましたの で、その部分が単独費になります。 その主なものとしては、選挙管理委員会を町で開くんですが、 その費用については今回の委員報酬の中では対象外となってい ます。あとは、選挙の準備等に要する町職員の時間外の手当、幾 らかかるか分かりませんでしたが、当初見込んでいた分につい ては対象外になるという部分がありましたので、その分は町の 費用として見込んで7万7,000円としたものであります。 あとは、無競争になるといううわさということですが、先般、 7月の4日と5日の日に立候補の受付をしましたところ、欠員 2名のところに立候補者が2名ということで、定数に2名の中 で収まりましたので、7月11日に予定していた選挙について は行わないということになりました。その代わり7月11日は 選挙会を開いて、その無競争になった当選者の確定をするとい う作業はございます。 特別職の部分につきましては、今回の選挙会に関わる特別職、 選挙人ですか、の任命したものに伴う人数が、特別職の部分が増 えているということになります。 あと、今回につきましては、取りあえず予算がかかった分につ いて十和田市に請求いたしまして、その分が委託費として来る という内容になりますので、実際に使われなかった部分につき ましては、後ほど補正で対応する予定としております。

2番。

以上です。

2番

質疑

西舘議長

(澤上 勝君)

大体理解をしましたけれども、納得しない部分少し。委託の中 で該当にならないという部分はどう解釈すればいいんですか。

それは、私は理にかなわないと思うんですけれども、その辺はど うなんですか。 西舘議長 総務課長。 答弁 総務課長 十和田市から委託を受けるのは、町で選挙会を開くための経 (西舘道幸君) 費について委託を受けます。ただ、その選挙会を開くために町で 委員会、町の選管を開く費用については、今回の委託の中には入 らないと聞いております。 以上です。 西舘議長 2番。 質疑 2番 でも、それは、やるためにやる手段でしょう。これが、ずっと (澤上 勝君) 前からなんだかそれは分からないけれども、この委託の中に入 らないというのは不自然じゃないですか、考え方として。もしな らなければ、そういう要望をしておかないと、これからもあるも のですから。私はそう思います。 以上。 西舘議長 ほかに質疑ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 以上で、承認第9号を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから承認第9号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

西舘議長

日程第7、議案第49号、おいらせ町手数料条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民課長。

当局の説明

町民課長

(澤頭則光君)

おはようございます。

それでは、議案第49号につきましてご説明申し上げます。 議案書では5ページから6ページ、参考資料は13ページに なります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号通知カード再交付手数料及び個人番号カード再交付手数料に関する取扱いが変更になるため、手数料に係る規定をそれぞれ削除するものであります。

それでは、条文の詳細説明については新旧対照表で行います ので、資料13ページをお開きください。

13ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、下段にあります第39号の個人番号カード、写真つきのカードの再交付手数料になりますが、こちらについて説明いたします。

これまで、個人番号カードの発行する事業主体が明確でありませんでしたが、法改正により、個人番号カードを発行する主体として地方公共団体情報システムが明確化され、個人番号カード再発行に係る手数料を機構が徴収できるようになることから、町手数料条例に規定する個人番号カード再交付手数料を削除するものです。

なお、本条例は令和3年9月1日から施行し、施行後は機構から町へ事務委託することになります。よって、町民の行う手続には変更はございません。これまでどおり町で再交付手数料を徴収していくことになります。

次に、38号にあります個人番号通知カードになります。この個人番号通知カードは、制度が開始した平成27年に個人番号をお知らせするため各個人に郵送された紙製のカードになります。

個人番号通知カードについては、令和2年5月25日で新規 交付と再交付が廃止になっております。

条例改正が遅れた理由ですが、町民において再交付申請をした後、通知カードを町に受け取りに来ていない方がおり、手数料徴収事務が引き続きあったため条例改正をしておりませんでした。このたび削除しても差し支えない状況となったため、併せて削除するものです。

なお、個人番号通知カード廃止後の主な変更点ですが、これまでは新生児について個人番号を新たにお知らせしなければならないため、通知カードは随時送付されておりました。廃止後は、個人番号を記載した通知書が地方公共団体情報システムから送付される形に改められております。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。質疑ありませんか。 8番、平野敏彦議員。

質疑

8番

(平野敏彦君)

ちょっとお伺いしますけれども。これは、さっき説明ですと地 方公共団体の機構が今度これを処理するということで、町は委 託をするんだと。これを受ける方の側については、手数料は、金 額は変わらないということで理解をしていいかと思いますけれ ども。

じゃあ、その今の個人番号のカードについては、町で発行になっているのは何件ぐらいあるのかですね。

それと、私も個人番号取得したんですけれども、今までこれを 取ってよかったなという実感がないんですよ。やはり、何ていい ますか、これを取ることによってこういう効果があるとか、例え ば保険証に代わるとかというメリットがあるんだということで あったんですけれども、これも全然どういうふうに進んでいる かも分からない。今現在のこういうカードに対する理解させる 方法を町ではどのように取っているのか。

この2点お伺いしたいと思います。

西舘議長

町民課長。

答弁

町民課長

(澤頭則光君)

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

再交付手数料の金額は、先ほど議員おっしゃるとおり、変わりません。

それから、発行件数ですね。発行件数は、令和3年6月末現在になりますが7,633枚となっております。町の人口に対して割合ですが約30%に達しております。

それから、これを取ってきたかちょっと実感がないというお話を受けました。カードが保険証に代わるということを以前にもお話ししておりましたが、それらどういうふうにカードが使われていくのかというのも含めて、ちょっとお話しさせていただきます。

すみません、保険証の関係だったんですけれども、実は、このカードが健康保険証として使えるというのを、前回3月の議会だったかと思います、全国的に3月からスタートとちょっとお知らせしていたところですが、実は、国保中央会、国の中央会からの連絡がありまして、結局、システムがスムーズに稼働していないということがありましたので、実質的な稼働が今年の10月からということでご連絡があっていましたので、併せて報告をいたします。

それから、マイナンバーカード、今後何に使えるようになるのかということになるかと思います。基本的には、個人をそもそも証明する書類として、写真つきなので、証明する書類として使えます。

また、今後はお持ちのパソコン、まだ開始はしておりませんが、パソコン、スマートフォンを介して行政手続も手続が取れるように今変わっていくところです。こちらは随時そういうふうになったらお知らせができるかなと思っております。

確かにちょっと、マイナンバーカードを今現在すぐ持ってお 得かお得じゃないかという質問は、実は町民からもいただいて いるところですが、ちょっと国の進み具合にも合わせていかな ければならないところもありましたので、そちらはご了承いた だきたいなと思っております。 なお、そういうサービスが展開するようになりましたら、ホームページ等で、また、広報で周知していきたいと考えております。

以上になります。

西舘議長

8番。

質疑

8番

(平野敏彦君)

今、課長が説明したシステムが、国保中央会の場合は稼働して 連動できないんだということで、これはマスコミにも出ていま したから、今、10月に稼働になりますよという説明ですけれど も、例えばこの10月稼働になって、病院で連動して可能かどう かというの私は非常に疑問を感じています。

それとあと一つは、役場もそうですけれども、金融機関も、今、身分証明書に代わるんだということで、個人を証明する大事なものですよと言いながら、このナンバーカードを持っている人はこれを出してくださいという、全然そういうのがないんですよね。銀行行っても、免許証の写し、車の免許証の写しですよ。やはりそういうものというのは、当町の場合は30%しかないというのも、やっぱり実感が湧かないと思うんですよ、私は。まず、役場で証明の際、車の免許証じゃなく、まず第一に、マイナンバーカード持っていますか、あったらそれを提示してくださいとか、そういう取組をすべきだと私は思うんですけれども。

やはりこの辺は、町民課の窓口じゃなくて、町長、トップのほうでそういう趣旨、町内に徹底すべきだと思うんですけれども。この考え方がないものか、ひとつお聞かせをいただきたい。非常にこのままでいきますと、増えてくる可能性というのは、高齢者がだんだん増えてくればなおさら、半分までいくといったら何年かかるか分かりませんよ。やっぱり若い人とかそういうものを優先的にPRして、マイナンバーを取得させるという取組も私必要だと思いますので、町長の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

西舘議長

町長。

答弁	町長	指名がありましたので。私よりも担当課長のほうが詳しいは
	(成田 隆君)	ずですけれども。
		まずもって、先ほど10月から制度が、何ていうんですか、発
		効されるということでありますので、そういう部分では、10月
		に向けて身分の証明書、あるいは、今、先ほど平野議員もおっし
		やったように、銀行行っても、免許証の写しと言われるんですよ
		ね。ですから、そういう部分では、身分を証明するものと言って
		もらえれば、これでもいいか、あれでもいいかということになる
		と思うんですけれども。そういうことも含めて、マイナンバーカ
		ードでもいいし免許証でもいいし保険証でもいいし、あなたの
		身分を証明するものがあったら見せてくださいというふうに、
		地域の関係機関がそういう要望というんですか、要求すればい
		いようにしていかなければならないと思いますので。これから
		10月に向けて担当課と相談しながら、できるだけ利用価値の
		上がるような方法を考えていきたいと思いますので、よろしく
		お願いします。
	西舘議長	ほかに質疑ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		初めに、原案に反対する者の討論を許します。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第49号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西舘議長	日程第8、議案第50号、学校用バス購入契約の締結について
		を議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		学務課長。

当局の説明	学務課長	おはようございます。
	(福田輝雄君)	それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。
		議案書7ページから8ページ、参考資料につきましては14
		ページになります。
		本案は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、換気機能
		等が装備された学校用バスを購入するため、去る6月25日に
		株式会社ホンダカーズ三沢ほか5者により指名競争入札を執行
		したところ、4,610万6,060円で青森日野自動車株式会
		社が落札者として決定しましたので、契約を締結するため提案
		するものであります。
		本件購入により、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽
		減を図り、児童生徒の安全・安心な登下校及び校外学習等の送迎
		を行うことができることとなります。
		以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。
		この際、質疑を受けます。質疑ありませんか。
		2番、澤上 勝議員。
質疑	2番	澤上です。
	(澤上 勝君)	ちょっと、中身については賛成というか承認ですけれども、ち
		ょっと過程をお聞きしたいんですけれども。
		指名、業者に、何ていうか、バスそのもののメーカーを指定す
		るという確認でよろしいでしょうか。言葉がいいか悪いか分か
		りませんけれども。まずそれが1つ。
		あと、入札の一覧が出ていますので事業所名を言っても差し
		支えはないと思うんですけれども、ホンダ三沢おいらせ店、多分
		私は見る記憶の中で初めて指名されたような気がしていますけ
		れども、勘違いかもしれませんけれども、それは、と思うので、
		その辺のこう何、あったら説明を賜りたい。それから、青森リー
		スさんもこういう形では初めてなような、残念ながら皆辞退し
		ていますけれども。その辺の過程だけを説明お願いします。
	西舘議長	学務課長。

答弁	学務課長(福田輝雄君)	メーカー指定という部分につきましては、参考見積りを頂く際に、従来使っているバスの業者さんに対して参考見積りを頂いて、それを基にして積算をさせていただいていまして、それでそういう形での業者選定、選定というか、入札じゃなくて参考設計額を出す際に当たってそういうメーカーにお願いしたという部分あります。 以上です。
	西舘議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長(岡本啓一君)	私から、その業者選定の過程についてご説明いたしたいと思います。     今回の指名競争入札で指名しましたのは6社と。議員ご指摘のあったホンダカーズ三沢であったり青森リースであったりという部分、指名したものでございます。     こちらの選定した基準といたしましては、近隣で町の指名参加願申請に、バスの販売を取り扱っていますと、バスの販売を取り扱っていますので指名の参加を申請ということで出てきていましたので、また、今回、ぴったりこのバスの更新ということに合致する案件というのはそうないことでしたので指名したものでございます。     ただ、実際箱を開けてみますと、何ですか、こちらのオーダーした仕様書、仕様書に記載したものに対応した製品を納めることができないということであったりだとか、予定価格で残念ながら折り合いがつかないということで3社辞退しております。以上になります。
	西舘議長	2番。
質疑	2番 (澤上 勝君)	課長さんもう一回聞きますけれども、例えばいすゞとかトヨタとか日産とかという指定をしないでその見積りを取ったという考え方でいいんですか、1つ。 それから、指名のことですけれども、では参加資格は最初からあったということですね。2年前なのか3年前になるのか。例え

ばね。あれ期間が3年ですか。失礼だが、今までなぜ指名されて こなかったかというのはあるような気がするんですけれども、 その辺は。そういう、こういう入札あったと私は記憶しているん ですけれども。特別なければそれでいいし。 西舘議長 学務課長。 答弁 先ほどの説明ちょっと私もうまく説明できなかったと思いま 学務課長 (福田輝雄君) すけれども、購入に当たって参考見積りを取る際に、従来のバス と同等の大きさのものを購入する計画をいたしました。その際 に、中型車の45人乗りになりますけれども、そのバスがある会 社ということで確認をしながら、現状使っているバスのメーカ ーさんに参考見積りを出していただいたということになりま す。 メーカー指定したわけではなくて、入札時においても同等品 において参加していただくようにということでの仕様書にして おりました。 以上です。 西舘議長 財政管財課長。 答弁 財政管財課長 お答えします。 (岡本啓一君) 先に、今の学務課長からの答弁に1つ補足で付け足したいと 思います。 今回入札に提示いたしましたその仕様書におきまして、参考 車種として日野自動車メルファデラックスということで提示を しております。これと同等のものであれば、同等品申請して、同 等品として入札に参加していいですかという申請があって、あ と認めたというものが実績1つございます。 そして次に、この2つ目に、このような入札が過去にもあった ようですが、なぜ指名されなかったということでございます。お 答えいたします。 バスの更新につきましてはここ何年か入札したことがなく て、老朽化が進んだバスばかりでございます。したがいまして、

議会に提示する700万円を超える動産として入札したことは

ないと記憶しております。ただし、公用車の更新につきまして は、これまで2台であったりだとか1台であったりだとか、二、 三年に1回ずつ更新している実績もございましたので、そこに、 そういった入札につきましては、その都度業者選定をしている ものなんですけれども、今回と、バスと普通の公用車というふう に車種が違いますので、そういった部分で今回の指名業者と違 う業者を指名したということはあったかと思います。 以上になります。 西舘議長 2番。 質疑 2番 今、さっきから聞いたら、あるものは参考として取ったけれど (澤上 勝君) も、何のメーカーでもいいという、フリーでやったということで すよね。そういうことで理解をします。 あと、財政管財課長言いましたけれども、まず議会にかからな くても入札は一覧されていますので、私はどこの事業所が入っ ているというのは頭にある程度あるわけですから。特にホンダ さんに俺は肩入れするつもりはないけれども、地元の企業であ りますから、その辺はやはり憂慮というかいろいろなことで勉 強して、地元の従業員もかなりいると私は聞いていましたので、 その辺を含めて今後ともいい入札をして、それからあとは早期 にバスを入れて、感染対策しながら子供たちを送迎していただ けるということでお願いをしておきます。 以上。 西舘議長 ほかに質疑ありませんか。 3番、馬場正治議員。 質疑 3番、馬場です。 3番 スクールバスの入札の書類とか議案書に台数がどこにも書い (馬場正治君) ていないのはなぜでしょう。教えてください。 西舘議長 学務課長。

答弁	学務課長	大変すみません、そこの部分につきましてはちょっと私
	(福田輝雄君)	も従来どおりの、8ページ目のところに内容のところで、契約目
		的、契約方法、契約金額、契約の相手方という形で従来どおりの
		載せ方をさせていただいておりました。
		馬場議員おっしゃるとおり、ここの部分については台数明記
		されていないと。そのとおりだとは思います。私も、議案の説明
		の部分でも何台購入しましたよという形ではちょっとさせてい
		ただいておりません。そこの部分はちょっと説明不足になった
		のかなということでおわび申し上げます。
		ただ、6月の議会の補正予算の際にも、あとはその前の全員協
		議会だったと思いますけれども、コロナウイルス感染症対策の
		交付金の中で2台購入したいというお話をさせていただいてお
		りましたので、そこでご理解いただけていたのかなという部分
		が私のほうでありましたことについておわび申し上げます。
		という部分で了承していただければなと思います。よろしく
		お願いします。
	西舘議長	3番。(「了解です」の声あり)
		8番、平野敏彦議員。
質疑	8番	1 4 ページのところでちょっと確認させていただきたいと思
	(平野敏彦君)	います。
		6 社を課長は選考して指名したと。その中で辞退が3件あり
		ます。さっきの説明ですと、町の調査では、参加指名の中にはバ
		ス販売をホンダカーズも百石モータースも青森リースも取り扱
		っている業者だという形で指名をしたということですけれど
		も。じゃあ、この3社のその取り扱っているメインの車種という
		のは日野自動車だけではないと思うんですけれども、ホンダカ
		ーズはメインに扱っているのは、日産か三菱か、そのメーカーと
		いうのあったら、この3社の売りに出ている、これを扱っていま
		すよというのあったら教えていただきたいのが1つ。
		それと、この金額的に2台で入札価格が4,300万円になっ
		ているわけですから、仕様とかそういうのを事前に公表してい
		るわけで。他の車の整備をしている業者も町内にまだあるわけ

ですけれども、これらの業者の場合は、ただ車の販売を取り扱っ

ている業者ということだけで指名ができるのか。指名願が出ていないというのもあると思うんですけれども、この範囲はどういう形で決定しているのか。

この2点をお伺いします。

西舘議長

財政管財課長。

答弁

財政管財課長

(岡本啓一君)

お答えします。

1つ目のご質問ですね。ホンダカーズであったり百石モータースであったり、その各業者のメインの取扱いメーカーということでお尋ねございました。

それぞれ仕入れ可能なメーカーとかあるかと思いますけれども、メインとしてどのメーカーを取り扱っているかというのは、こちらで指名願に記載がない事項でしたので、把握はしておりません。したがいまして、この日野を取り扱いできるかどうかというのは指名願からだけでは判別できなかったというものでございます。

そして、次の2つ目のご質問です。ほかの町内の例えば車屋さんについて、今回のような入札の対象にできないかというご質問であったかと思います。

町内の自動車販売を取り扱っている業者、まだほかにもたくさんあるかと思いますけれども、指名願が出ているのはこのホンダカーズ三沢と百石モータース、それからもう一つ笹川自動車でしたでしょうか、3社のみでありまして、そのうちバスを取り扱えるなというところが今回指名した2社であったということでございます。

したがいまして、ちょっと、町内のほかの車屋さんも案件によって本当は指名したい部分もありますけれども、その業者さん自身からの希望がないと今ちょっと状況にありますので、現時点ではこの2社、ほかの案件によっては3社しか現時点では指名できないという状況にあります。

以上です。

西舘議長

8番。

質疑	8番	私、今、課長の言うところで、町内の業者は指名願出ているの
	(平野敏彦君)	   は3社だけだよということですけれども。こういう高額の金額
		   を要する、そしてまたこのバスという特殊車両については、町内
		の業者、それから指名願ある、私はやっぱりこれを扱っている、
		例えば日野もあり、いすゞもあり、三菱あり、そういう日産もあ
		り、この大手の扱っている、この40人の中型バスを扱っている
		ところに照会をして競争させることによって、私はもっと価格
		が安く納入されたんじゃないかと思うんですけれども。非常に
		財政的に厳しいといいながら、そのやり方、方法というのは、ち
		ょっと私は疑問を感じるんですけれどもね。やはり、何でこうい
		う形に指名しなければできこの中に入れられないのか。例
		えば、特殊的なこの、町ではもう作っていないわけですから、範
		囲を広げてやるということは不可能なんですか。この辺ちょっ
		と。
	西舘議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長	すみません、範囲を広げるというのは、指名する範囲をという
	(岡本啓一君)	ことでよろしかったでしょうか。はい、お答えいたします。
		基本的には、指名競争入札については、最低もちろん5社を確
		保するのが町の規則で決まっておりましたので、今回のように
		町内業者で5社に満たないときには順次指名の範囲を近隣に広
		げたり、県内に広げたりといったことで今までも対応してまい
		りました。もちろん町内業者の指名を優先したいということも
		ありますので、基本的には、明らかにできないという案件でない
		限りは、今回のように町内業者を中心としながらも、案件によっ
		ては、近隣であったり、またさらに広げるといったことをしてい
		きたいなと思います。
		ただ、今回残念ながら町内業者2社とも辞退したわけでした けれども、この設計をつくるときに参考見積りの段階において、
		けれとも、この設計をつくるとさに参考見傾りの段階において、   1社からはちなみに見積り対応できるということで、半分この
		1社からはらなみに見積り対応できるということで、千分この
		八代に対応 くさるという確信を持つ くっ 回指右 したこと くめる     ことを補足で説明させていただきます。
		以上です。
		<b>少工</b> くす。

	西舘議長	学務課長。
答弁	学務課長	学務課長です。ちょっと補足させていただきます。
	(福田輝雄君)	今回、45人乗りの中型のバスで設計をしてきたわけですけ
		れども、平野議員おっしゃるとおり、日産とかトヨタとかという
		部分もあるかと思います。ただ今回、中型車の45人乗りの車両
		を設計するに当たり製造しているメーカーを確認したところ、
		日野自動車さんといすゞのみしか中型車については現在製造し
		ていないという部分がありましたので、ある程度狭まった業者
		指定になったということを申し添えます。
		以上です。
	西舘議長	ほかに質疑ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		初めに、原案に反対する者の討論を許します。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第50号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西舘議長	ここで暫時休憩いたします。
		11時15分まで休憩いたします。
		(休憩 午前10時59分)
	西舘議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午前11時15分)
	西舘議長	日程第9、議案第51号、令和3年度おいらせ町一般会計補正
		予算(第3号)についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		財政管財課長。

当局の説明

財政管財課長 (岡本啓一君)

それでは、議案第51号についてご説明いたします。

議案書は9ページから11ページになります。

本案は、既定予算の総額に4,037万8,000円を追加し、 予算の総額を102億4,054万1,000円とするもので す。

歳入歳出の内容についてご説明いたします。

別冊の令和3年度一般会計補正予算(第3号)に関する説明書 をご用意ください。

初めに、歳出の主な内容をご説明いたします。

4ページをご覧ください。

2款3項2目賦課徴収費の11節手数料113万2,000 円の増額は、各種税金をコンビニエンスストアで支払う際に発生する手数料について、利用見込みにより計上するものです。

次に、4款1項2目予防費の3節時間外勤務手当1,572万3,000円の増額及び12節新型コロナウイルスワクチン集団接種業務委託料1,585万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン集団接種の実施回数の増に伴い計上するものです。

5ページに移ります。

6款3項1目水産業総務費の18節水産物プレミアム販売事業費補助金60万円の増額は、販売セット数の増加に対応するため計上するものです。

次に、9款1項4目無線放送施設費の12節防災無線蓄電池 交換等委託料347万5,000円の追加は、防災行政無線設備 の蓄電池老朽化に伴い、蓄電池の交換費用として計上するもの です。

次に、歳入の主な内容をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

15款2項3目衛生費国庫補助金の1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,700万7,000円の増額は、歳出の新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額に伴い計上するものです。

次に、19款2項1目財政調整基金繰入金2,242万5,0 00円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整のため 計上するものです。補正後の予算額は2億468万円の繰入額 となり、予算ベースでの年度末基金残高見込みは12億639 万7,000円となる見込みであります。

7ページ、それから8ページをご覧ください。

給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映したものです。

9ページの補正予算主な内容は、主要な経費等の個別説明を 掲載したものです。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。質疑ありませんか。 2番、澤上 勝議員。

質疑

2番

何点かお願いします。

(澤上 勝君)

7ページ、管理職特別手当が増額になっておりますけれども、 その理由というか根拠ですね。

それから、9ページ、収入のほうでありますけれども、単純に考えると 1 億 3 , 6 0 0 万円相当使えるという解釈でよろしいかと思いますけれども、その辺のご答弁をお願いします。

あと、支出の2の総務費、コンビニ、思った以上にコンビニの 利用が増えたので増額するという解釈なのか、その辺のご説明。

それから、4の衛生費の保健衛生費予備費ですけれども、この 備考を見ると、これは10分の10の国の補助金でないという 解釈になるのか。

それから、あとは最後の消防費ですけれども、防災無線の電池 の老朽化、これは予想できなかったのか。また、耐用年数が幾ら で今このように計上が出てきたのかお聞きしたい。

あと、議長さんから聞きますけれども、先ほどの行政報告についても質問してもよろしいですか。関連ということで。一応伺います。

西舘議長

前にも行政報告については話をしましたけれども、町村議会 の運営に関する基準57によりますと、諸般の報告及び行政報

【青森県上北郡おいらせ町議会】

		告に対する質疑は原則として行わないと定められております。
		ですから、補正予算の関連で聞けばいいと思いますけれども。
質疑	2番	じゃあ、今の状況ですね。まず、6月末でもいいけれども、ど
	(澤上 勝君)	のぐらい接種率というか、高齢者の接種率が進んでいるのか、1
		っは。
		それから第2点は、先般、菅総理が11月末まで完了するよう
		にというご指示が出ました。そして、先般の新聞を見ると、当町
		   は未定ということで記事に載っていました。今日聞くと11月
		までやりたいということですから、その辺がどっちが先で後だ
		ったのか、その辺何かありましたらと思います。
		以上です。
	西舘議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長	それでは、澤上議員のご質問についてお答えをいたします。
	(柏崎勝徳君)	2点目のご質問でございますが、9ページの歳入の国庫支出
		金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当
		残のことをお問合せいただいたものかなと思っておりますけれ
		ども。
		令和3年度の配分額につきましては、こちらに書いてありま
		すとおり1億3,657万3,000円ということで、7月補正
		後の、本日の補正後の充当見込額については1億1,083万
		4,000円ということで、差引きすれば2,573万9,00
		0円についてはまだ充当残として残っているということでござ
		います。
		以上です。
	西舘議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長	私からは、防災行政無線の蓄電池交換の関係でお答えをいた
	(成田光寿君)	します。
		質問は2点いただいていました。1点目が理由といいますか、
		なぜ気がつかなかったことかと。2点目が耐用年数であります。
		2

1点目の理由、気づかなかったかというところのあたりですが、実は5月に本庁舎で停電をする作業がありました、停電ですね。エアコンを設置するための停電工事がありまして、その際、防災行政無線は常に電流を流しておかなければいけませんので、一旦、無停電装置という電源を切り替える装置があるんですが、その仕組みをやった後、停電が復旧いたしましたのでシステム確認したところ、エラーが、障害が発生しておりました。その原因を業者に調べてもらったところ、防災行政無線を、装置の中に電流をためるバッテリーがあるんですが、それが古くなっているということが分かりました。よって、そのバッテリーを交換するために、今回補正で要求したものでございます。

実はそのバッテリーですが、4種類の装置に二十数個ありまして、それぞれ11年ぐらい、11年から12年ぐらい前に整備したものでございます。業者に確認したところ耐用年数は7年から8年ということでありましたので、耐用年数を優に超えているというものでございましたので、今回の停電をきっかけにそういう障害が発生して、バッテリーの交換が必要だということに今回気がついたものでございます。

以上です。

西舘議長

税務課長。

答弁

税務課長 (久保田優治君)

私からは、9ページの概要に、また4ページの賦課徴収費の手 数料についてご説明申し上げます。

議員お見込みのとおり、思った以上にコンビニの利用数が伸びているということですね。5月の軽自動車税、固定資産税はじめ6月の住民税等、思った以上にコンビニ利用者があったので、手数料が9月補正までちょっともつかもたないかというところが不安でありましたので、その分の増額でございます。

以上です。

西舘議長

保健こども課長。

答弁

保健こども課長 (小向正志君) まずは、管理職員特別勤務手当でございます。

こちらについては、土日、集団接種を行うことになります。そ ちらに従事する私はじめ保健師長、あとは集団接種に協力して いただける課長さん方の残業手当は出ませんので、管理職員特 別勤務手当ということで支出させていただきたいと思っており ます。

次に、予防費の部分ですけれども、医薬品の購入分についても 10分の10ということで認められております。

次に、6月末での接種率ということでしたけれども、ちょっと 6月末までではなくて昨日の時点ですね。昨日の時点で、VRS上では3,900人、約53.8%の方が1回目の接種を済ませており、約2,560人、35.4%の方が2回目までの接種を済ませていることになります。

なお、今週末の集団接種によりまして、5,150人、71% の方が、高齢者ですね、高齢者71%の方が1回目の接種を済ませることになりまして、個別接種を入れるとさらに増えるものと見込まれます。

あと、11月までに完了するようにという指示があったことに対しての新聞記事でございましたが、確かにその件に関して取材は受けたときに、何となくぽやっとは伝えたつもりではありましたけれども、きちんとその時点では明確に伝わって……伝えることができなかったために、未定ということで掲載されたものと思っております。

以上です。

西舘議長

2番。

質疑

2番

(澤上 勝君)

答弁ありがとうございます。

何点かもう一回聞き直しというわけでないんですけれども。

今の記事については特に気をつけてと言えば言葉悪いですけれども、やはり皆さん読んでいますからね。その辺はやはり、前にもいろいろな問題もありましたけれども、その辺はこれからも大衆に分かるというか理解できる記事にしていただければと思います。

それから、やはり今、集団接種をやってある程度進むと思いま すけれども、どんどん進めて、やはり感染対策これしかありませ

		んのでね。これだけ全面的に職員と協力してやっていただけれ
		ばということでお願いしています。
		   あと若干、管理職手当について今聞いていると、服務給与規程
		  にはないけれども手当をあげる表現な気がするんですけれど
		   も、その辺のもう少しこう、あげるのは私は何もいいですけれど
		   も、その辺明確にあるのかないのか、その辺もちょっとお願いし
		ます。
	西舘議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長	条例上ではきちんと管理職勤務手当というのは規定されてお
	(小向正志君)	りますし、それに基づいて規則も制定しております。週休日、土
		日祝日に勤務した場合、それを別の日に振替できない場合は、管
		理、週休日に働いた場合には管理職特別勤務手当を支払う
		ことができるということで、たしかそのように理解しておりま
		す。
	西舘議長	総務課長。
答弁	総務課長	保健こども課長に補足したいと思いますけれども、管理職特
	(西舘道幸君)	別勤務手当というのはもともとある手当でありまして、主に今
		までですと災害時に管理職の方も出勤されて業務されたという
		場合には、固定額になりますけれども、ちょっと額まで今日資料
		持っていませんので言えませんけれども、固定額について半日、
		全日という形でお支払いする手当になっています。
		今回、コロナの対策で対応するということで、管理職の方も出
		る機会もあるということで、課長職、保健師長含めた管理職につ
		いての手当分を計上したという形になります。よろしくお願い
		いたします。
	西舘議長	2番。
質疑	2番	規定があるということですから、その辺は自信を持って答弁
	(澤上 勝君)	していただければと思います。やはり仕事ですから、あめとむち

をうまく使いながら、スピーディーなるワクチンの進行をお願 いしておきます。 以上。 西舘議長 ほかに質疑ありませんか。 8番、平野敏彦議員。 質疑 私は4ページ、衛生費のコロナワクチンのところで質問させ 8番 (平野敏彦君) ていただきます。 今、管理職特別勤務手当については2番議員が質問しました ので、私、勤務時間外の手当1,572万3,000円を計上し てあります。当然、働いた人に対価として支払うわけですから。 ただ、この対象になっている職員の数、それから上限、例えば労 働基準法で定めるその超過勤務の上限の枠内で積算しているの かどうか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。 それと関連で、今日、業務報告どこかにありました当町の接種 見込みでありますけれども、11月末時点で対象者が2万2,8 00人。それで、その接種の計画ですけれども、11月末で1万 5,998人という計画が説明されております。そうすると、こ れ以外の6,800人というのは接種を拒否しているというこ となのか、受ける見込みでないという形で処理するとか。 この辺2点お伺いします。 保健こども課長。 西舘議長 保健こども課長 答弁 まず、今回の時間外勤務手当1,500万円ですけれども、こ (小向正志君) れは、これから行われる集団接種、こちらに従事していただく職 員の時間外勤務手当となっております。回数等についても大体 1人当たり6回、あとは……違った、7月から11月までで大体 12回程度ということで積算しておりました。人数についても 40人近くということで取りあえずは見込んで積算しておりま す。 あと、当町の接種対象者数2万2,800人に対して、11月

では約1万6,000人となっております。残りの方については、接種拒否ということではございません。行政報告でも説明し

		たとおり、11月、12月以降も2月までの接種期間ありますので、引き続き個別接種等で対応していきたいと思っております。 以上です。
	西舘議長	8番。
質疑	8番 (平野敏彦君)	4月から11月までの超過勤務については40人の人が従事して1,500万円が支払われるということでありますけれども、月がありますから、月の超過勤務時間というのは多分超えることはないと思いますけれども。 2点目のところですけれども、12月以降も個別接種等でというのは、接種券というのは年齢ごとに今刻んで発送しているわけですけれども、その接種、今現在でもこの前キャンセルが結構あったという報告ですけれども、それらの把握、そしてまたこれ通知は、接種の接種券は2万2,800人に発送になるんですか。ここのところちょっと確認したいと思います。
	西舘議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長 (小向正志君)	もう既に65歳以上の方に対しては送付は終わっております。基礎疾患を有する者に対しても、一部の方にはもう、50歳以上から64歳までの基礎疾患を有する者に対しても送ってはおります。 今後、それ以下の基礎疾患を有する者、あとは64歳以下の方、16歳、12歳までの方に対しても今後一斉に送付する予定としております。 以上です。
	西舘議長	8番。 答弁漏れありましたか。(「いや」の声あり)いいですか。
質疑	8番 (平野敏彦君)	ちょっと、そうすると、16歳以上の方にはこの接種券という のは全部発送になるということですか。私聞いているのはそこ なんですよ。

	AL -24 F	/F 64
	西舘議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長	はい、そうすることになります。
	(小向正志君)	以上です。
	西舘議長	次に、1番、佐々木 勝議員。
質疑	1番	佐々木です。
	(佐々木 勝君)	今の問題というか、今コロナの件で皆さん大変だと思うんで
		すが、時間外手当、当然対価としては支払わなきゃならない、そ
		れはもう十分分かりますが。その前に時間外ですね、時間を、そ
		の今コロナ禍で大変なこども課内での1人当たりの時間という
		のが、残業時間ですね、あると思うんですが、大体過労死の定義
		からすると80時間から100時間という定義があります。そ
		   れを足して、例えばそれが 1 か月、2 か月と、今このコロナの関
		   係で長引いている可能性があると思うんですが、私はその辺を
		   すごく心配しているんですよ。それによって、今、町民に対応し
		   たいという職員の方々のご苦労があると思うんですが、自分の
		   身を顧みず働いて過労死したという可能性もなきにしもあらず
		だと思うんですが。その辺の職員1人当たりの残業時間という
		のがどれぐらいなのか分かれば教えてほしいんですが。
	西舘議長	保健こども課長。
	口的成人	MECCOME.
答弁	保健こども課長	対策室専従の職員4人、6月末までいた、いるんですけれど
	(小向正志君)	も、一番多い者で5月、6月で平均114時間で、あとについて
		は90時間とか80時間、86時間、87時間というものになっ
		   ております。あと、専従ではないですけれども、高齢者施設の計
		   画とかその接種に従事した職員については、やはり85時間と
		かそういった時間数となっております。
		以上です。
	西舘議長	1番。
		± ₩ 0

質疑	1番	ということで、非常に残業時間が多い。それで長期にわたって
	(佐々木 勝君)	いるということを非常に心配しているわけなんですね。ですか
		ら、それを例えば担当のそういった専従者の人を増やすとか、町
		長はその辺考えられないですかね。まだこれは今年いっぱいは
		当然もう続く、まだ半年以上あります、半年あります。その辺、
		   職員の浪費というか、体を考えたときに、少しでも担当の職員を
		増やして、1人当たりの軽減をされるという考えはないでしょ
		うか。
	西舘議長	副町長。
答弁	副町長	職員を思いやる発言、誠にありがとうございます。
	(小向仁生君)	確かに、今、課長が言いましたように、4月、5月の時点にお
		いては80時間、それから100時間と超える職員が出ており
		ました。7月1日からさらに1名そこにまた増員いたしまして、
		専任職員を配置しまして、今、業務に当たっているというところ
		であります。
		ただ、そのほかにも保健こども課、それから介護福祉課等の職
		員もそれぞれ自分の仕事を置いておいてそちらに当たるという
		作業、事務、何ていうんですか、計画ですか、処理ですか、それ
		らを考えながら今当たっているところです。
		先ほど言いましたように、これから出てくるのは集団接種の
		土日の関係ですけれども、これらについては準備、後片づけ等々
		含めまして、全職員に呼びかけをして応援体制を組んで、そして
		当たることになっていましたので、これからは、若干ですけれど
		も、その80時間、100時間超えないような労務体系をつくっ
		ていきたいと考えております。
		以上です。
	西舘議長	1番。
質疑	1番	ぜひそうしていただきたいなと切に思います。
	(佐々木 勝君)	それと、やっぱりこの対策室の職員の方が、例えばですよ、倒
		れた場合に、というかコロナになった場合に、誰が後を継いでで
		きるかということを考えたときに、安全策として、まずコロナワ

クチンを取りあえず専従者の方には打ってもらうのがどうかな と私は提案として思うんですが、その辺今後考えていただいて、 あくまでもやっぱり浪費が、浪費というか疲労が重なると町民 に対する対応も雑になりますよね。それで余計、職員が頑張って いるのに、町民に対して対応が雑ければ、またいろいろ批判が出 てくると思うので。その辺やっぱり町民と職員を気遣った対応 をしていただければ。それで、なおかつ専従者の方にはワクチン 接種も考えていただければなと思って、私、質問終わります。 以上です。 西舘議長 副町長。 答弁 副町長 ご提言ありがとうございます。 (小向仁生君) 実は、そのワクチン接種に関係する職員等については早めに ワクチンを打ってということも考えました。けれども、優先順 位、国が定める優先順位からいきますと、どうしても一般となっ てしまう。一般となってしまうところに、役場の職員がそこに勤 務するからといって、その行為については、銀行さんですとか農 協さんの窓口等もありますし、それからあとはスーパーとかそ ういうレジの係とかという、不特定多数の人間と関わる人たち が大勢いますので、果たして役場の職員だけ優先してやるのが どうなのかというのをちょっとちゅうちょしておりました。 ただ、今のご提言を受けて、内部でもう一度検討してみたいと 考えております。 以上です。 西舘議長 保健こども課長。 答弁 保健こども課長 副町長の答弁にちょっと補足させていただきます。 (小向正志君) 保健こども課の職員、あとは介護福祉課の職員でございます けれども、あさってより始まる集団接種に合わせて、集団接種に 従事する職員、医療等従事職員ということで、1回目の接種は済 ませておることを補足させていただきます。 西舘議長 ほかに質疑ありませんか。

I		4 F T W.L. H-W.D.
		15番、楢山 忠議員。
質疑	15番	15番、楢山です。
	(楢山 忠君)	5ページなんですけれども、水産物のプレミア販売というこ
		となんですが、これは何をいつ、これやるところなんでしょう
		か。
		あとそれから、これ以外に前は農産物もやっていたと思うん
		ですけれども、それらについてもどういう考えを持っているの
		か。それをなりわいとしている人たちを助けてあげたいという
		のもあると思うんですけれども、やっぱりコロナの影響を受け
		て困窮している人たちもいると思いますので、それらを含めて
		考えていただければなと、そういうふうに思っていました。
		   それから、防災無線の件ですけれども、これは消防用設備には
		   当たらないのですか。 普通、消防用の設備に当たると何年かに 1
		回規定があって、もうバッテリーは交換しなければなりません
		よという規定があっていると思うんですけれども、そこら辺ど
		うなっていますか。
	西舘議長	農林水産課長。
	口的成人	展怀外连昧区。
<b></b>	典林水产理長	マれでけ、プレミアな販声についてご毎明がなりましたので
答弁	農林水産課長	それでは、プレミアム販売についてご質問がありましたので
答弁	農林水産課長 (三村俊介君)	お答えしたいと思います。
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物の
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物の プレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物の プレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き 実施することで今進めております。
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物の プレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き 実施することで今進めております。 水産物につきましては、ホッキ貝5キロ3,000円相当を
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物の プレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き 実施することで今進めております。
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物の プレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き 実施することで今進めております。 水産物につきましては、ホッキ貝5キロ3,000円相当を
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物のプレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き実施することで今進めております。 水産物につきましては、ホッキ貝5キロ3,000円相当を1,000円で販売、販売数は1,000セットということで。
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物のプレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き実施することで今進めております。 水産物につきましては、ホッキ貝5キロ3,000円相当を1,000円で販売、販売数は1,000セットということで。販売日、販売会場につきましては、販売日時が12月12日と、
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物のプレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き実施することで今進めております。 水産物につきましては、ホッキ貝5キロ3,000円相当を1,000円で販売、販売数は1,000セットということで。販売日、販売会場につきましては、販売日時が12月12日と、それで下田公園で行うということで考えています。
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物のプレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き実施することで今進めております。 水産物につきましては、ホッキ貝5キロ3,000円相当を1,000円で販売、販売数は1,000セットということで。販売日、販売会場につきましては、販売日時が12月12日と、それで下田公園で行うということで考えています。 農産物につきましては、農産物、米・野菜セット3,000円
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物のプレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き実施することで今進めております。 水産物につきましては、ホッキ貝5キロ3,000円相当を1,000円で販売、販売数は1,000セットということで。販売日、販売会場につきましては、販売日時が12月12日と、それで下田公園で行うということで考えています。 農産物につきましては、農産物、米・野菜セット3,000円相当を1,000円で販売します。これは700セットというこ
答弁		お答えしたいと思います。 まず、水産物のプレミアム販売事業、あともう一つは農産物のプレミアム販売事業という、この2つを今年度、昨年に引き続き実施することで今進めております。 水産物につきましては、ホッキ貝5キロ3,000円相当を1,000円で販売、販売数は1,000セットということで。 販売日、販売会場につきましては、販売日時が12月12日と、それで下田公園で行うということで考えています。 農産物につきましては、農産物、米・野菜セット3,000円相当を1,000円で販売します。これは700セットということで、販売日につきましては11月14日ということで考えて

まして、昨年同様、はがき、あと持参ということで受付をしてい くということで考えております。 次に、コロナで影響を受けた方いろいろといらっしゃるとい うことに対しての対策というお話ですけれども、今回の事業に つきましても、農業者、漁業者がコロナで影響を受けているとい うこともありまして、そちらの農産物、水産物を販売して、そう いった農業者、漁業者の収益の向上と、あと町の経済の流通とか 様々考えた上で組立てしている事業でございます。 こちらも漁業者、農業者のそういった販売を通して手助けに なればいいなと思っておりますし、また、困窮されている方とお っしゃいましたけれども、そういった対象の方はこちらではち よっと把握はしておりませんが、国でも県でも、農業者、漁業者 の支援事業は様々ございますので、これからのコロナの情勢を 見ながら、いろいろと事業を選別しながら検討を進めていきた いと考えております。 以上です。 西舘議長 まちづくり防災課長。 答弁 まちづくり防災課長 お答えいたします。 結論から言いますと、消防施設でございません。防災無線用の (成田光寿君) 機器でありますので該当いたしません。 以上です。 西舘議長 15番。 質疑 15番 プレミアムの関係は、農産物その他、まず頑張ってやっていた (楢山 忠君) だきたいと思います。 防災無線の関係なんですけれども、確かに業者さんが言うよ うに耐用年数が5年か6年とよく言っています。それらを踏ま えて、影響のないように、これは金かかることなので、もうちゃ んと計画の中に組み入れて、使えないことがないようにしっか りやっていただきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

	西舘議長	次に、4番、澤上 訓議員。
質疑	4番	私も本当は先ほど質問がありました職員の集団接種に携わる
	(澤上 訓君)	人たちへのワクチンの接種ということについて聞こうと思って
		いたんですけれども、何かもう1回目が終了したということで
		大変安心しました。やはり要ですので、そういう携わる職員はき
		ちんとそういうものをしっかりやって、何も遠慮することはな
		いと思いますので、そういうのはきっちりやって対応してもら
		いたいなと思っております。まず安心しました。
		それから、この4ページの委託料の件ですけれども、これは集
		団接種業務委託料ということ書いてありますので、これは個別
		接種は含まれていないと理解していいのかなと思うんですけれ
		ども、その点について教えてください。
		それから、これは集団接種の、先ほど行政報告で見込み者数の
		説明等がありましたけれども、これは11月分までのその委託
		料ということで理解していいのかどうか。
		それからもう一点は、この町民、町民というか国民へのこのワ
		クチンの接種ですけれども、これは来年度以降もこの無料接種
		が続くのかどうか。それもちょっとお聞きできればなと。
	西舘議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長	集団接種業務委託料になります。こちらは、お見込みのとおり
	(小向正志君)	個別接種は含まれておらず、集団接種に従事する医師、医療機関
		に対する委託料となります。あとはそのほか医薬品の調達、廃棄
		に係る分の委託料も含まれております。
		次に、11月までの委託料として理解していいのかというこ
		とでしたけれども、そのとおり11月までで考えております。
		あと来年度以降の接種については、まだ当方でもそういった
		情報は聞いておりません。今のところ2月まで予防接種の期間
		ということで聞いておりまして、その後については今後国から
		の情報を待ってお知らせしたいと思っております。
		以上です。
	西舘議長	ほかに質疑ありませんか。

## 14番、松林義光議員。 質疑 14番 先ほどから以来、時間外労働、職員を案じた発言が相次いでお (松林義光君) ります。これ、総務課長、副町長、過重労働にならないように私 からもお願いをしておきたいと思っております。 ところで、コロナ感染対策室、2階にありますけれども、4月 1日から1人を増やしたと。4人。それで保健師も入っている。 5人。それから、介護福祉課それから保健こども課からも要請を していると。それで、あの部屋で何人で今、事務処理を、感染対 策をしているのか分かりませんけれども、大丈夫ですか。私入っ たときは保健師もいました。その後また町長は、副町長ですか、 職員を増やしたという話です。その点、副町長、今の対策室の部 屋で大丈夫かどうかお伺いいたします。 それから、先ほど新聞記事の話が2番議員ですか、が出ていま したけれども、あの新聞ですね、皆さん見ているんですよ。注目 をして見ているんです。私は東奥日報購読しておりますが、八戸 市とおいらせ町だけが未定であります。どういう新聞記者がど ういう質問してどういう対応したのか分かりませんけれども、 八戸市とおいらせ町以外は明確にお答えしているんです、いつ いつやりますと。ですから、答弁は求めませんけれども、これか らもあるかもしれません。ですから、しっかりと対応してもらい たいと。もう町民は、もうあれ見ただけで、おいらせ町何やって いるんだと、そう思われても仕方がないと思います。ですから、 今後、新聞記者等々の対応にはしっかりと対応してもらいたい と、そのことを強く要望しておきます。 以上です。 ほかに質疑ありませんか。要望ですので、答弁は結構です。 西舘議長 (「違います。1件目は質問です」の声あり)え。(「今のは、あ とは要望です」の声あり) 副町長。 答弁 それでは、職員がいる部屋が多分密になっているということ 副町長 (小向仁生君) での質問かと思いますけれども、確かに当初は臨職含めて5人 でしたけれども、7月1日からさらに1人増やして6人という

体制を組みました。議員見てのとおりの密の状態になっているのかなと思います。そういう意味では、お手伝いに来る人たちも含めますと、どうしても部屋は狭いのかなという気がしております。今後、会議室の空き状況を見ながら、そっちに移れるのであれば移って対応したいと思いますけれども、何せパソコン等のそのLANの関係等もありますので、その辺も踏まえながらちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

西舘議長

ほかに質疑ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。

討論ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから議案第51号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

西舘議長

日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。

このことについては、おいらせ町議会会議規則第127条第 1項の規定の手続を取るものであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料の とおり、8月27日、八戸市において開催される八戸圏域連携中 枢都市圏の形成に関する講演会に全議員を派遣することにした いと思います。これにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してあります 資料のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況により講演会が中 止となる可能性もあることから、議員派遣の件に際しまして議 長に一任していただきたいと思います。これにご異議ありませ んか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、議員派遣の件については議長に一任することに決定 いたしました。 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議 西舘議長 題といたします。 総務文教常任委員長、産業民生常任委員長及び議会運営委員 長、議会広報編集調査特別委員長から、所管事務の調査につい て、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申 出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすること にご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 西舘議長 異議なしと認めます。 したがいまして、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続 調査とすることに決定しました。 日程終了 西舘議長 以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたし ました。 ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これ を許します。 演壇にてお願いします。町長。 町長挨拶 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。 町長 (成田 隆君) 令和3年第1回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各 位にはご多用のところご参集いただき、また提案いたしました 全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。 今般の臨時会において、ワクチン接種をはじめとした新型コ ロナウイルス感染症への対応などで改めて検討が必要なことに

ついては、内部で協議、調整するとともに、国のワクチン供給に ついては不確定な状況にあるため、しっかりと注視しながら、適 切に対応したいと考えております。 議員の皆様におかれましても、健康に留意されまして、今後の ご活躍をご祈念申し上げ、簡単ではありますけれども、閉会に当 たっての挨拶といたします。(「一同起立。ありがとうございまし た」「ありがとうございました」の声あり) ありがとうございま した。 閉会宣言 西舘議長 これで会議を閉じます。 これをもちまして、令和3年第1回おいらせ町議会臨時会を 閉会いたします。 ご苦労さまでございました。 修礼を行いますので、ご起立願います。 事務局長 (赤坂千敏君) 礼。 (閉会時刻 午前11時59分)

会議の経済	過を記載し、その相	違ないこ。	とを証する	るために	ここに署名	する。	
会和	3 年 7	月 1	я 日				
令和	3 年 7 議 長			秀	左生		
令和		西	舍言				
令和	議 長		舍言		忠		
令和	議長	西 楢 平	新 山 野	飯	彦		
令和	議 長 副 議 長 署名議員	西 楢 平	新 山 野	飯	彦		
令和	議 長 副 議 長 署名議員	西 楢 平	新 山 野	飯	彦		